

# 令和6年度 大東市教育委員会 1月定例会議事録

## 1. 開催年月日

令和7年1月14日（火） 午後1時00分～午後1時45分

## 2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

## 3. 出席者（5名）

- |           |        |
|-----------|--------|
| ・教育長      | 岡本 功   |
| ・教育長職務代理人 | 太田 忠雄  |
| ・教育委員     | 齊藤 めぐみ |
| ・教育委員     | 中野 健一郎 |
| ・教育委員     | 澤田 真由美 |

## 4. 出席説明員（14名）

- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| ・教育総務部長兼教育企画室長              | 北本 賢一 |
| ・学校教育政策部長                   | 渡邊 良  |
| ・教育総務部総括次長兼学校管理課長           | 芦田 雄一 |
| ・教育総務部次長兼教育総務課長             | 杉谷 明子 |
| ・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長      | 村島 正浩 |
| ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 | 前島 康浩 |
| ・教育総務部教育総務課北条青少年教育センター所長    | 青木 浩之 |
| ・教育総務部兼学校教育政策部教育企画室課長       | 有東 良博 |
| ・教育総務部家庭・地域教育課長             | 長町 幸一 |
| ・学校教育政策部教職員課長               | 泉谷 匡俊 |
| ・学校教育政策部ICT教育戦略課長           | 川阪 栄介 |
| ・学校教育政策部課長兼教育研究所長           | 浅井 裕子 |
| ・学校教育政策部ICT教育戦略課参事          | 山本 和人 |
| ・教育総務部教育総務課課長補佐             | 西村 公江 |

## 5. 傍聴者 1名

## 6. 議事日程

- |         |                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------|
| 日 程 第 1 | 議事録署名委員の指名について                                        |
| 日 程 第 2 | 教育長の報告                                                |
| 日 程 第 3 | 教委報告第1号<br>府費負担教職員の内申に係る臨時代理の報告について                   |
| 日 程 第 4 | 教委議案第1号<br>大東市教育委員会委員に係る人事案件について                      |
| 日 程 第 5 | 教委議案第2号<br>令和6年度大東市一般会計補正予算（第7次）【教育関係】に係る<br>意見聴取について |
| 日 程 第 6 | 教委議案第3号<br>令和7年度大東市一般会計予算【教育関係】に係る意見聴取について            |
| 日 程 第 7 | 教委議案第4号<br>大東市就学援助規則の一部を改正する規則について                    |
| 日 程 第 8 | 一般業務報告                                                |

7 . 教育長の報告 資料

令和6年 12月

令和7年1月14日  
教育長報告 資料

| 日                     | 曜 | 教育長活動予定（太字:教育長・教育委員出席）         | 備考   |
|-----------------------|---|--------------------------------|------|
| 1                     | 日 |                                |      |
| 2                     | 月 | 未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)     |      |
| 3                     | 火 |                                |      |
| 4                     | 水 | 北河内地区中学校連合音楽会                  |      |
| 5                     | 木 | 校園長会、人権週間記念のつどい                |      |
| 6                     | 金 |                                |      |
| 7                     | 土 | 「図書館を使った調べる学習コンクール」表彰式         |      |
| 8                     | 日 | 大東第九コンサート                      |      |
| 9                     | 月 |                                |      |
| 10                    | 火 | 教頭・主任会                         |      |
| 11                    | 水 |                                |      |
| 12                    | 木 |                                |      |
| 13                    | 金 | 予算決算委員会(後期全体会)                 |      |
| 14                    | 土 |                                |      |
| 15                    | 日 |                                |      |
| 16                    | 月 | 本会議                            |      |
| 17                    | 火 | 本会議                            |      |
| 18                    | 水 | 本会議                            |      |
| 19                    | 木 |                                |      |
| 20                    | 金 | 教育委員会定例会                       |      |
| 21                    | 土 |                                |      |
| 22                    | 日 |                                |      |
| 23                    | 月 |                                |      |
| 24                    | 火 |                                |      |
| 25                    | 水 | 四条北小学校長寿命化設計業務プロポーザル方式事業者選定委員会 |      |
| 26                    | 木 |                                |      |
| 27                    | 金 |                                | 仕事納め |
| 28                    | 土 |                                |      |
| 29                    | 日 |                                |      |
| 30                    | 月 |                                |      |
| 31                    | 火 |                                |      |
| 《備考》<br>変更となる場合があります。 |   |                                |      |

令和7年1月14日

教育長報告 資料

令和7年 1月

| 日                       | 曜 | 教育長活動予定（太字:教育長・教育委員出席）                      | 備考   |
|-------------------------|---|---------------------------------------------|------|
| 1                       | 水 |                                             |      |
| 2                       | 木 |                                             |      |
| 3                       | 金 |                                             |      |
| 4                       | 土 |                                             |      |
| 5                       | 日 |                                             |      |
| 6                       | 月 | 年頭挨拶、経営会議                                   | 仕事初め |
| 7                       | 火 |                                             |      |
| 8                       | 水 |                                             |      |
| 9                       | 木 |                                             |      |
| 10                      | 金 | 教育に関する特別委員会                                 |      |
| 11                      | 土 |                                             |      |
| 12                      | 日 | 出初式                                         |      |
| 13                      | 月 | 「成人の日」記念式典                                  |      |
| 14                      | 火 | 総合教育会議、教育委員会定例会                             |      |
| 15                      | 水 | 校園長会                                        |      |
| 16                      | 木 | 幹部会議、市町村教育委員会研究協議会（オンライン）                   |      |
| 17                      | 金 | 大東青年会議所総会                                   |      |
| 18                      | 土 |                                             |      |
| 19                      | 日 | 大東市こども会駅伝選手権大会、大東市スポーツ少年団新年交歓会              |      |
| 20                      | 月 |                                             |      |
| 21                      | 火 | 経営会議、北河内地区教育長協議会                            |      |
| 22                      | 水 | 本会議、感謝状贈呈式、大東・四條畷地区保護司会新年互礼会                |      |
| 23                      | 木 | 教頭・主任会                                      |      |
| 24                      | 金 | 大阪府都市教育長協議会定例会、「大阪府公立高等学校入学者選抜制度改善方針(案)」説明会 |      |
| 25                      | 土 | 家庭教育講演会                                     |      |
| 26                      | 日 |                                             |      |
| 27                      | 月 | 大阪府スポーツ推進審議会、大阪府市町村教育委員会研修会                 |      |
| 28                      | 火 |                                             |      |
| 29                      | 水 |                                             |      |
| 30                      | 木 |                                             |      |
| 31                      | 金 |                                             |      |
| <<備考>><br>変更となる場合があります。 |   |                                             |      |

令和7年1月14日

教育長報告 資料

令和7年 2月

| 日                     | 曜 | 教育長活動予定（太字:教育長・教育委員出席）  | 備考 |
|-----------------------|---|-------------------------|----|
| 1                     | 土 | 北河内薬剤師会新年互礼会            |    |
| 2                     | 日 |                         |    |
| 3                     | 月 | 農産物品評会表彰式               |    |
| 4                     | 火 |                         |    |
| 5                     | 水 | (仮称)ほうじょう学園地域説明会        |    |
| 6                     | 木 | 校園長会                    |    |
| 7                     | 金 | 大阪府都市教育長協議会定例会          |    |
| 8                     | 土 | 大東市文化協会創立40周年記念祝賀会      |    |
| 9                     | 日 | (仮称)ほうじょう学園地域説明会        |    |
| 10                    | 月 |                         |    |
| 11                    | 火 | 建国記念の日                  |    |
| 12                    | 水 |                         |    |
| 13                    | 木 | 教頭・主任会                  |    |
| 14                    | 金 |                         |    |
| 15                    | 土 |                         |    |
| 16                    | 日 |                         |    |
| 17                    | 月 | 幹部会議                    |    |
| 18                    | 火 | 市町村教育委員会教育長会議           |    |
| 19                    | 水 |                         |    |
| 20                    | 木 |                         |    |
| 21                    | 金 | 来年度予算記者発表、生徒会との交流会(住道中) |    |
| 22                    | 土 | 大東市退職校長会                |    |
| 23                    | 日 | 天皇誕生日                   |    |
| 24                    | 月 | 振替休日                    |    |
| 25                    | 火 | 本会議、予算決算委員会(前期全体会)      |    |
| 26                    | 水 |                         |    |
| 27                    | 木 |                         |    |
| 28                    | 金 |                         |    |
|                       |   |                         |    |
|                       |   |                         |    |
|                       |   |                         |    |
| <備考><br>変更となる場合があります。 |   |                         |    |

## 8 . 議案書

### 教委議案第 2 号

令和 6 年度大東市一般会計補正予算（第 7 次）【教育関係】に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、令和 7 年 3 月に開催される大東市議会定例会に提出する予定の議案のうち、教育に関する事務の予算について、大東市教育委員会の意見を求める。

令和 7 年 1 月 1 4 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

令和 7 年 3 月定例会に、教育に関する事務の予算について議案を提出するにあたり、意見聴取を行うため、本案を提出するもの。

## 教委議案第3号

令和7年度大東市一般会計予算【教育関係】に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和7年3月に開催される大東市議会定例会に提出する予定の議案のうち、教育に関する事務の予算について、大東市教育委員会の意見を求める。

令和7年1月14日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

令和7年3月定例会に、教育に関する事務の予算について議案を提出するにあたり、意見聴取を行うため、本案を提出するもの。

## 教委議案第４号

### 大東市就学援助規則の一部を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１５条第１項の規定に基づき、大東市就学援助規則の一部を改正する規則について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和７年１月１４日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

就学援助費受給申請の電子申請を開始することに伴い、様式の一部改正を行う必要があるため。

# 大東市就学援助規則の一部を改正する規則（案）

令和     年     月     日  
教 委 規 則 第     号

大東市就学援助規則（平成 1 1 年教委規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「、捺印し」を削り、「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第 2 号中「あて先」を「宛先」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式第 1 号及び様式第 2 号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 新

### 第1条～第10条 (略) 様式第1号

様式第1号(第4条関係)

| 年度就学援助費受給申請書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |     |                                                                                                    |               |                  |                                                                              |      |       |  |     |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------|------|-------|--|-----|--|
| 住所<br>(自宅)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 〒 大東市           |     |                                                                                                    | フリガナ<br>保護者氏名 |                  |                                                                              |      | 判定    |  | 適   |  |
| 電話番号<br>(自宅)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ( ) - ( ) - ( ) |     |                                                                                                    | 連絡先<br>(携帯等)  | ( ) - ( )        |                                                                              |      | 否     |  |     |  |
| 年1月1日現在の住所<br>(自宅)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 〒               |     |                                                                                                    | 前年度就学援助       | 認定・否認定・申請していない   |                                                                              |      | 認定年月日 |  | . . |  |
| 世帯状況(児童・生徒本人含む)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 氏 名             | 続柄  | 生年月日                                                                                               | 年齢            | 職業(勤務先)<br>又は学校名 | 学年                                                                           | 組    | 整理コード |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 1               | 世帯主 | . .                                                                                                |               |                  |                                                                              |      |       |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 2               |     | . .                                                                                                |               |                  |                                                                              |      |       |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 3               |     | . .                                                                                                |               |                  |                                                                              |      |       |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 4               |     | . .                                                                                                |               |                  |                                                                              |      |       |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 5               |     | . .                                                                                                |               |                  |                                                                              |      |       |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 6               |     | . .                                                                                                |               |                  |                                                                              |      |       |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 7               |     | . .                                                                                                |               |                  |                                                                              |      |       |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 8               |     | . .                                                                                                |               |                  |                                                                              |      |       |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 9               |     | . .                                                                                                |               |                  |                                                                              |      |       |  |     |  |
| 援助を受けた理由<br>(該当するものに○、複数選択可)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |     | 振込口座                                                                                               |               |                  |                                                                              | 備考欄  |       |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                 |     | 1 保護者の口座への振込を希望します。<br>金融機関名 銀行・農協 信金・信組<br>支店名 支店 出張所<br>口座番号【普通】<br>右詰めでご記入ください。<br>フリガナ<br>口座名義 |               |                  |                                                                              |      |       |  |     |  |
| 1 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた。(日付を記入)<br>【 年 月 日付】 <input type="checkbox"/><br>2 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている。(日付と番号を記入)<br>【支給開始年月: 月 日付】 <input type="checkbox"/><br>【番 号: 番号】 <input type="checkbox"/><br>3 前年度の収入(所得)が認定基準額以下である。<br>4 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている。<br>【交付者名: 氏名】 <input type="checkbox"/><br>【交付者名: 氏名】 <input type="checkbox"/><br>【交付者名: 氏名】 <input type="checkbox"/><br>5 その他、特別な事情がある。<br>(失業、高額な医療費の支出等)<br>→ 裏面に詳細を記入してください。 |                 |     | 2 学校長口座への振込を希望します。                                                                                 |               |                  |                                                                              | 受付印  |       |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                 |     |                                                                                                    |               |                  |                                                                              | 受付番号 |       |  |     |  |
| 銀行コード                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |     | 支店コード                                                                                              |               |                  | ※ボールペンで太枠内のみ記入してください。<br>※裏面も必ず記入してください。<br>※特別な事情に該当する方は、裏面の別事情欄にも記入してください。 |      |       |  |     |  |

## 旧

### 第1条～第10条 (略) 様式第1号

様式第1号(第4条関係)

| 年度就学援助費受給申請書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |     |                                                                                                    |               |                  |                                                                                  |      |       |  |     |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------|-------|--|-----|--|
| 住所<br>(自宅)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 〒 大東市           |     |                                                                                                    | フリガナ<br>保護者氏名 |                  |                                                                                  |      | 判定    |  | 適   |  |
| 電話番号<br>(自宅)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ( ) - ( ) - ( ) |     |                                                                                                    | 連絡先<br>(携帯等)  | ( ) - ( )        |                                                                                  |      | 否     |  |     |  |
| 年1月1日現在の住所<br>(自宅)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 〒               |     |                                                                                                    | 前年度就学援助       | 認定・否認定・申請していない   |                                                                                  |      | 認定年月日 |  | . . |  |
| 世帯状況(児童・生徒本人含む)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 氏 名             | 続柄  | 生年月日                                                                                               | 年齢            | 職業(勤務先)<br>又は学校名 | 学年                                                                               | 組    | 整理コード |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 1               | 世帯主 | . .                                                                                                |               |                  |                                                                                  |      |       |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 2               |     | . .                                                                                                |               |                  |                                                                                  |      |       |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 3               |     | . .                                                                                                |               |                  |                                                                                  |      |       |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 4               |     | . .                                                                                                |               |                  |                                                                                  |      |       |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 5               |     | . .                                                                                                |               |                  |                                                                                  |      |       |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 6               |     | . .                                                                                                |               |                  |                                                                                  |      |       |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 7               |     | . .                                                                                                |               |                  |                                                                                  |      |       |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 8               |     | . .                                                                                                |               |                  |                                                                                  |      |       |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 9               |     | . .                                                                                                |               |                  |                                                                                  |      |       |  |     |  |
| 援助を受けた理由<br>(該当するものに○、複数選択可)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |     | 振込口座                                                                                               |               |                  |                                                                                  | 備考欄  |       |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                 |     | 1 保護者の口座への振込を希望します。<br>金融機関名 銀行・農協 信金・信組<br>支店名 支店 出張所<br>口座番号【普通】<br>右詰めでご記入ください。<br>フリガナ<br>口座名義 |               |                  |                                                                                  |      |       |  |     |  |
| 1 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた。(日付を記入)<br>【 年 月 日付】 <input type="checkbox"/><br>2 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている。(日付と番号を記入)<br>【支給開始年月: 月 日付】 <input type="checkbox"/><br>【番 号: 番号】 <input type="checkbox"/><br>3 前年度の収入(所得)が認定基準額以下である。<br>4 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている。<br>【交付者名: 氏名】 <input type="checkbox"/><br>【交付者名: 氏名】 <input type="checkbox"/><br>【交付者名: 氏名】 <input type="checkbox"/><br>5 その他、特別な事情がある。<br>(失業、高額な医療費の支出等)<br>→ 裏面に詳細を記入してください。 |                 |     | 2 学校長口座への振込を希望します。                                                                                 |               |                  |                                                                                  | 受付印  |       |  |     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                 |     |                                                                                                    |               |                  |                                                                                  | 受付番号 |       |  |     |  |
| 銀行コード                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |     | 支店コード                                                                                              |               |                  | ※ボールペンで太枠内のみ記入してください。<br>※裏面も必ず記入し、捺印してください。<br>※特別な事情に該当する方は、裏面の別事情欄にも記入してください。 |      |       |  |     |  |

(裏面)

■特別な事情及び委任状記入欄

※ 表面の「5 その他、特別な事情がある。」に○をした方は、次の特別事情欄に内容を記入してください。

なお、特別な事情が「高額な医療費の支出」の場合は、医療費控除に係る確定申告が必要となります。また、「高額な医療費の支出」以外の事情の場合は、必要に応じて証明書等の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

| 対象となる事例の例        |                                                   |
|------------------|---------------------------------------------------|
|                  | 家計の主宰者の会社の都合や倒産による失業、世帯員の長期入院又は長期療養、災害、高額な医療費の支出等 |
| 特<br>別<br>事<br>情 |                                                   |
|                  |                                                   |
|                  |                                                   |

※ 学校長に就学援助費の受領等を委任する場合は、次の「委任状」に記入してください。

| 委任状                                                                                               |     |         |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|--|
| 年度において、大東市から受ける就学援助費について、その請求、受領、学用品費、その他これに類する費用への支払い及び返納に関するいっさいの事務を、下記の児童・生徒が在籍する学校の学校長に委任します。 |     |         |  |
| (宛先) 大東市会計管理者                                                                                     |     |         |  |
| 住 所                                                                                               |     | 年 月 日   |  |
| 保護者氏名                                                                                             |     |         |  |
| 学校名                                                                                               | 学年  | 児童・生徒氏名 |  |
| 学校                                                                                                | 年 組 |         |  |
| 学校                                                                                                | 年 組 |         |  |
| 学校                                                                                                | 年 組 |         |  |

(宛先) 大東市教育委員会

本申請に基づき新入学学用品費を受給した場合において、他市区町村で入学準備金等を受給していたことが明らかになったときは、新入学学用品費を本市に返還することを誓約します。

次の事項について同意します。

- 審査に係る所得金額、住民情報、児童扶養手当の受給状況、身体障害者手帳等の保有状況、他市区町村での入学準備金等の受給状況等の確認のため、関係機関で調査されること。
- 学用品費等の支払いが滞った場合は、就学援助費が間接支給扱い(学校長口座振込)になること。
- 他市区町村より本申請に係る受給状況について照会があった場合は、その受給状況について本市教育委員会が回答すること。

年 月 日 保護者氏名

(裏面)

■特別な事情及び委任状記入欄

※ 表面の「5 その他、特別な事情がある。」に○をした方は、次の特別事情欄に内容を記入してください。

なお、特別な事情が「高額な医療費の支出」の場合は、医療費控除に係る確定申告が必要となります。また、「高額な医療費の支出」以外の事情の場合は、必要に応じて証明書等の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

| 対象となる事例の例        |                                                   |
|------------------|---------------------------------------------------|
|                  | 家計の主宰者の会社の都合や倒産による失業、世帯員の長期入院又は長期療養、災害、高額な医療費の支出等 |
| 特<br>別<br>事<br>情 |                                                   |
|                  |                                                   |
|                  |                                                   |

※ 学校長に就学援助費の受領等を委任する場合は、次の「委任状」に記入してください。

| 委任状                                                                                               |     |         |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|--|
| 年度において、大東市から受ける就学援助費について、その請求、受領、学用品費、その他これに類する費用への支払い及び返納に関するいっさいの事務を、下記の児童・生徒が在籍する学校の学校長に委任します。 |     |         |  |
| (あて先) 大東市会計管理者                                                                                    |     |         |  |
| 住 所                                                                                               |     | 年 月 日   |  |
| 保護者氏名                                                                                             |     |         |  |
| 学校名                                                                                               | 学年  | 児童・生徒氏名 |  |
| 学校                                                                                                | 年 組 |         |  |
| 学校                                                                                                | 年 組 |         |  |
| 学校                                                                                                | 年 組 |         |  |

(あて先) 大東市教育委員会

本申請に基づき新入学学用品費を受給した場合において、他市区町村で入学準備金等を受給していたことが明らかになったときは、新入学学用品費を本市に返還することを誓約します。

次の事項について同意します。

- 審査に係る所得金額、住民情報、児童扶養手当の受給状況、身体障害者手帳等の保有状況、他市区町村での入学準備金等の受給状況等の確認のため、関係機関で調査されること。
- 学用品費等の支払いが滞った場合は、就学援助費が間接支給扱い(学校長口座振込)になること。
- 他市区町村より本申請に係る受給状況について照会があった場合は、その受給状況について本市教育委員会が回答すること。

年 月 日 保護者氏名

様式第2号(第4条関係)

年度就学援助費(小学校入学準備金)受給申請書

太枠内をボールペン等で記入してください。

|              |                  |                   |              |                   |  |
|--------------|------------------|-------------------|--------------|-------------------|--|
| 申請者<br>(保護者) | 住所<br>(自宅)       | 〒 大東市             |              |                   |  |
|              | 氏名               |                   |              |                   |  |
|              | 電話番号<br>(自宅)     | (       )       — | 電話番号<br>(携帯) | (       )       — |  |
|              | 年1月1日の<br>住所(自宅) | 〒                 |              |                   |  |

|      |                                         |      |  |            |
|------|-----------------------------------------|------|--|------------|
| 対象児童 |                                         | 大東市立 |  | 小学校に入学します。 |
|      |                                         | 大東市立 |  | 小学校に入学します。 |
|      | 私立・国立小学校の受験予定はありますか。(   ある   ・   ない   ) |      |  |            |

|                    |    |    |      |       |              |
|--------------------|----|----|------|-------|--------------|
| 世帯状況<br>(上記児童を含む。) | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 年齢    | 職業(勤務先)又は学校名 |
|                    | 1  |    | 世帯主  | ・   ・ |              |
|                    | 2  |    |      | ・   ・ |              |
|                    | 3  |    |      | ・   ・ |              |
|                    | 4  |    |      | ・   ・ |              |
|                    | 5  |    |      | ・   ・ |              |
|                    | 6  |    |      | ・   ・ |              |
|                    | 7  |    |      | ・   ・ |              |
|                    | 8  |    |      | ・   ・ |              |
|                    | 9  |    |      | ・   ・ |              |

|     |  |       |    |
|-----|--|-------|----|
| 受付印 |  | 受付番号  | 判定 |
|     |  |       |    |
|     |  | データ番号 |    |
|     |  |       |    |

様式第2号(第4条関係)

年度就学援助費(小学校入学準備金)受給申請書

太枠内をボールペン等で記入してください。

|              |                  |                   |              |                   |  |
|--------------|------------------|-------------------|--------------|-------------------|--|
| 申請者<br>(保護者) | 住所<br>(自宅)       | 〒 大東市             |              |                   |  |
|              | 氏名               |                   |              |                   |  |
|              | 電話番号<br>(自宅)     | (       )       — | 電話番号<br>(携帯) | (       )       — |  |
|              | 年1月1日の<br>住所(自宅) | 〒                 |              |                   |  |

|      |                                         |      |  |            |
|------|-----------------------------------------|------|--|------------|
| 対象児童 |                                         | 大東市立 |  | 小学校に入学します。 |
|      |                                         | 大東市立 |  | 小学校に入学します。 |
|      | 私立・国立小学校の受験予定はありますか。(   ある   ・   ない   ) |      |  |            |

|                    |    |    |      |       |              |
|--------------------|----|----|------|-------|--------------|
| 世帯状況<br>(上記児童を含む。) | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 年齢    | 職業(勤務先)又は学校名 |
|                    | 1  |    | 世帯主  | ・   ・ |              |
|                    | 2  |    |      | ・   ・ |              |
|                    | 3  |    |      | ・   ・ |              |
|                    | 4  |    |      | ・   ・ |              |
|                    | 5  |    |      | ・   ・ |              |
|                    | 6  |    |      | ・   ・ |              |
|                    | 7  |    |      | ・   ・ |              |
|                    | 8  |    |      | ・   ・ |              |
|                    | 9  |    |      | ・   ・ |              |

|     |  |       |    |
|-----|--|-------|----|
| 受付印 |  | 受付番号  | 判定 |
|     |  |       |    |
|     |  | データ番号 |    |
|     |  |       |    |

(裏面)

援助を受けたい理由(該当するものに○、複数選択可)

|   |                                                       |                               |
|---|-------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 1 | 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた。                               | 【 年 月 日付】                     |
| 2 | 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている。                              | 支給開始年月【 月 日付】<br>番 号【 番号】     |
| 3 | 前年度の収入(所得)が認定基準額以下である。                                |                               |
| 4 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を<br>交付されている。(右に交付者名をご記入下さい。) | 【 月 日付】<br>【 月 日付】<br>【 月 日付】 |
| 5 | その他、特別な事情がある。(会社都合による失業、高額な医療費の支出等)<br>具体的に記入してください。  |                               |

振込口座

口座番号[普通](右詰めでご記入ください。)

|    |    |     |  |  |  |  |  |  |  |
|----|----|-----|--|--|--|--|--|--|--|
| 銀行 | 農協 | 支店  |  |  |  |  |  |  |  |
| 信金 | 信組 | 出張所 |  |  |  |  |  |  |  |

口座名義人

|    |  |       |       |
|----|--|-------|-------|
| カナ |  | 銀行コード | 支店コード |
| 氏名 |  |       |       |

同 意 書

(宛先)大東市教育委員会

次の事項について同意いたします。

- ・審査に係る所得金額、住民情報、児童扶養手当の受給状況、身体障害者手帳等の保有状況、他市区町村での入学準備金等の受給状況等の確認のため、関係機関で調査されること。
- ・小学校入学に係る書類の提出等の所定の事務を行わなかった場合は、本申請が不承認となること。
- ・他市区町村より本申請にかかる受給状況について照会があった場合は、その受給状況について本市教育委員会が回答すること。

年 月 日 保護者氏名

(裏面)

援助を受けたい理由(該当するものに○、複数選択可)

|   |                                                       |                               |
|---|-------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 1 | 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた。                               | 【 年 月 日付】                     |
| 2 | 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている。                              | 支給開始年月【 月 日付】<br>番 号【 番号】     |
| 3 | 前年度の収入(所得)が認定基準額以下である。                                |                               |
| 4 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を<br>交付されている。(右に交付者名をご記入下さい。) | 【 月 日付】<br>【 月 日付】<br>【 月 日付】 |
| 5 | その他、特別な事情がある。(会社都合による失業、高額な医療費の支出等)<br>具体的に記入してください。  |                               |

振込口座

口座番号[普通](右詰めでご記入ください。)

|    |    |     |  |  |  |  |  |  |  |
|----|----|-----|--|--|--|--|--|--|--|
| 銀行 | 農協 | 支店  |  |  |  |  |  |  |  |
| 信金 | 信組 | 出張所 |  |  |  |  |  |  |  |

口座名義人

|    |  |       |       |
|----|--|-------|-------|
| カナ |  | 銀行コード | 支店コード |
| 氏名 |  |       |       |

同 意 書

(あて先)大東市教育委員会

次の事項について同意いたします。

- ・審査に係る所得金額、住民情報、児童扶養手当の受給状況、身体障害者手帳等の保有状況、他市区町村での入学準備金等の受給状況等の確認のため、関係機関で調査されること。
- ・小学校入学に係る書類の提出等の所定の事務を行わなかった場合は、本申請が不承認となること。
- ・他市区町村より本申請にかかる受給状況について照会があった場合は、その受給状況について本市教育委員会が回答すること。

年 月 日 保護者氏名

◎改正点

- ・就学援助費受給申請の電子申請に伴う様式の一部変更

4/4

## 9. 一般業務報告

### 1. 令和6年12月大東市議会定例会一般質問の要旨について

## 質問概要

一般業務報告：令和7年1月14日

令和6年 大東市議会 定例月議会（12月）一般質問要旨（教育委員会関係）

《光城 敏雄 議員》

○ゲーム行動症（依存症）とeスポーツについて【学校教育政策部】  
（ゲーム行動症が理由で不登校になっている児童生徒はいるか）

○GIGA スクール構想でのデジタル教科書について【学校教育政策部】  
（デジタル教科書の機能・使用状況、今後の方向性）

《安田 恵子 議員》

○日本語指導が必要な児童生徒について【学校教育政策部】  
（現状、ルーツ、中学卒業後の進路、支援内容 等）

○子どもの権利に関する授業について【学校教育政策部】  
（市教育委員会の把握、教材の工夫、スクールロイヤーによる特別授業）

○学校の部活動について【学校教育政策部】  
（地域移行の現状、先進的な取組み、今後の課題と解決策 等）

○英語教育推進事業について【学校教育政策部】  
（市教育委員会の取組み、国が求める英語力の市達成率 等）

《あらさき 美枝 議員》

○修学旅行の無償化を【教育総務部】  
（市で実施するために予算化するといくらか、先進市に学び実施を 等）

《杉本 みゆき 議員》

○子どもたちの安全対策について【学校教育政策部】  
（防犯、防災、交通安全の対策や教育、SPS認証制度の取組み）

《中村 晴樹 議員》

○共同親権について  
（就学援助事務システム、学齢簿について）【教育総務部】  
（緊急連絡カード・家庭環境調査票について）【学校教育政策部】

## 質問概要

《あずま 健太郎 議員》

- （仮称）ほうじょう学園構想について【教育総務部】  
（予算執行状況進捗、基本設計業務の留意点、地域・保護者への周知）

《児玉 亮 議員》

- （仮称）ほうじょう学園について【教育総務部】  
（メリット・デメリット、転校生の対応について 等）

《北村 哲夫 議員》

- 義務教育学校について【教育総務部】  
（義務教育学校に対する思い）

- 大阪万博事業の学校招待について【学校教育政策部】  
（大阪府教育庁からの情報提供の状況について）

《田中 大貴 議員》

- スクールロイヤーについて【学校教育政策部】  
（必要性和その背景、役割、学校現場での配置の効果）

《品川 大介 議員》

- 学校施設の集約化（施設）の方向性は【教育総務部】

《おおつか 真司 議員》

- 若者の違法薬物やオーバードーズへの啓発と取組みについて【教育政策部】  
（授業での防止啓発について）

一般業務報告：令和7年1月14日

令和6年 大東市議会 定例月議会（12月）一般質問要旨（教育委員会関係）

1番 光城 敏雄 議員

5 学校教育政策部

質問内容

3 ゲーム行動症（依存症）とeスポーツについて 【再質問】

② ゲーム行動症が理由で不登校になっている児童、生徒はいますか

10

答弁内容

② 何らかの理由で不登校の状態になった児童生徒が、外で遊ぶことが減り、家で長時間ゲームをしている場合もございますし、逆にゲームをし過ぎて昼夜逆転の生活になったことから、朝起きることができずに不登校になるケースもございます。

15

「ゲーム行動症（依存症）である」と、医師から診断を受けた人数については把握しておりませんが、不登校の中には、長い時間ゲームをして過ごしてしまいがちな児童生徒もいることは、各校において確認しているところでございます。

20

1番 光城 敏雄 議員

学校教育政策部

質問内容

5 ギガスクール構想でのデジタル教科書について

25

① デジタル教科書とはどのような機能ですか、また使用状況はどうなっていますか

答弁内容

① 学習者用デジタル教科書につきましては、児童生徒のタブレット端末の画面上に、従来の紙の教科書と同じ内容が表示されることに加え、例えば、英文の発音を聞くことや説明動画の視聴ができるなど、デジタルならではの付加機能がついたものでございます。

30

また、特別な配慮が必要な児童生徒にとりましては、文字色の変更や文字の拡大、ルビ・ふりがなを振るなどの機能により、個に応じた使いやすい教科書として使用することができます。

35

このデジタル教科書は、令和3年度から令和5年度までの3年間、文部科学省

の実証事業として、全国各市町村において、様々な学年や教科で使用了結果を踏まえ、本格導入となりました今年度から、全国の小学5年生～中学3年生までを対象とし、英語は、全ての小・中学校、算数・数学は、約半数の学校にデジタル教科書が提供されています。

- 5 本市小・中学校におきましても、授業の場面ごとに、児童生徒にとっての使いやすさや理解の深めやすさなど、様々な観点から個別最適な学びの選択肢の1つとして、従来の紙の教科書と併用し、それぞれのメリットを活かしながら活用を進めているところでございます。

10

**1 番 光城 敏雄 議員**  
学校教育政策部

**質問内容**

- 15 **5 ギガスクール構想でのデジタル教科書について 【再質問】**  
**② 現在のデジタル教科書はどうなっているのか**

**答弁内容**

- 20 ② 先ほどの答弁でも申し上げましたが、現在本市で活用しているデジタル教科書、英語と算数・数学は全国同様、無償でございします。今後、市独自で、有償で活用する予定は現時点ではございしません。

25 **2 番 安田 恵子 議員**  
学校教育政策部

**質問内容**

- 30 **2 日本語指導が必要な児童生徒について**  
**① 大東市の現状は**  
**② どんな国のルーツのある児童が多いか**  
**③ 中学卒業後の進路は**  
**④ どのような点で困っているのか**  
**⑤ どのような支援をしているのか**  
**⑥ 今後の見通しは**

35

**答弁内容**

① 文部科学省の調査によりますと、令和５年度、全国の公立小学校・中学校・高校などで日本語指導が必要な児童生徒の数は、過去最多の約６万９０００人であったと公表されております。これは、１０年前のほぼ倍の数字となっており、外国籍の児童生徒だけでなく、日本国籍でも外国での生活が長いなどの理由で、日本語指導が必要な児童生徒も１万人以上に上っております。

本市の公立小中学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒数は、今年度約８０人となっており、ここ数年、増加傾向にございます。特徴といたしましては、少数散在と特定校への集中が挙げられます。日本語指導を必要とする児童生徒が２０名を超える在籍の学校がある一方、一人もいない学校もございます。

また、まったく日本語が理解できない児童生徒が、ご家族の仕事の都合で本国から急に編入して来るような際には、対応に苦慮することもございます。さらに、近年の傾向としましては、これまでは編入・転入のなかった言語を母語とする児童生徒が増えてきております。

② 本市におきましては、中国、ベトナム、ネパールなどにルーツのある児童生徒が多く、少数ではペルーやカンボジア等の児童生徒もおります。

③ 文部科学省による全国調査によりますと、日本語指導が必要な中学生の進学率は９０．３％であり、これは全体の９９％に比べて低く、また、高校中退率は８．５％であり、全体の１．１％を上回る数となっております。

大阪府内の公立高校入試においては、学力検査の時間延長、辞書の持ち込み、自己申告書の代筆または日本語以外の使用などが一定の条件下で認められる「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」の制度があり、近隣では門真なみはや高校や東大阪市の布施北高校が対象校となっております。この制度の対象校に進学している生徒も一定数おりますが、日本語能力をある程度有する生徒につきましては、他の公立高校や私立高校に進学し、自らのアイデンティティを大切にしながら、充実した学校生活を送っていると認識しております。

④ 外国にルーツがある子どもたちが抱える悩みの多くとしては、文化のちがいに戸惑い、わからないことを聞きたくともスムーズなコミュニケーションが取りにくいことが挙げられます。これは保護者も同様です。特に、子どもから大人へと成長する段階の思春期の児童生徒にとりましては恥ずかしくて今更聞けないということもあるように感じられます。学校・教員・クラスメイトは、一緒に日本語で話したり、相手の母語を理解したりしたいという気持ちもあり、日本語支援員がうまく関わり、相互にコミュニケーションがとれるよう保護者支援

と併せてサポートしているところでございます。

⑤ だれ一人取り残さず、すべての子どもたちの学びを保障するために、本市においては府費の加配教員が市内各校の日本語指導のかなめの役割を担っており、市費の日本語支援員とも緊密に連携しながら支援を広げております。

さらに、令和5年からは自動で会話を翻訳できるAI端末「ポケトーク」の利用もスタートさせており、デジタルとアナログの両面で、児童生徒がより過ごしやすい学校環境の整備を進めているところでございます。

⑥ 社会全体で、人口減少による人手不足により、海外人材の受け入れが拡大し、家族で日本に移り住む外国人が増えている現在の状況は、今後も変わらないと予想されます。国においては、日本語力に応じて個別指導などを行う「特別の教育課程」について、平成26年度から制度化が始まっており、日本語指導加配教員も大東市内の小・中学校には複数名配置されており、令和8年度までに、日本語指導が必要な児童生徒18人につき担当教員1人を配置する計画となっております。

市教育委員会としましては、加配教員の配置だけでなく、母語で支援できる支援人材も確保しながら、児童生徒が安心して学ぶことのできる環境、受け入れ体制の充実を図ってまいります。

**2番 安田 恵子 議員**  
学校教育政策部

## 質問内容

### 3 子どもの権利に関する授業について

① 子どもの権利に関する各校の授業内容について、市教育委員会は把握しているか

② 授業で活用できる教材の工夫について

③ 法の専門家である「スクールロイヤー」が特別授業を行うことはできないか

## 答弁内容

① 市教育委員会におきましては、指導主事が、年間を通じて各校の授業を参観して指導・助言を行うとともに、全校ヒアリングを行って全体的な確認をしております。

子どもの権利条約やこども基本法において示されております、個人としての尊重、差別的取扱いの禁止、子どもの最善の利益、適切な養育を受ける権利、子どもの意見表明権等につきましては、教科書はもとより、ゲストティーチャーを招く等、社会科や総合的な学習の時間において、各校工夫しながら授業を行っております。

市教育委員会としましては、今後も、研修等において各校の好事例を横展開してまいりたいと考えております。

② 教材につきましては、例えば、公益財団法人日本ユニセフ協会による「学級憲章を自分たちで考える」全4時間授業プラン等がございます。

また、「子どもの権利条約カードブック」には、条約の第1条から第40条まで、わかりやすい要約がイラスト入りのカードとして掲載されており、子どもの権利条約を知る手立てのひとつとなっています。その中では、子どもの権利の一つひとつについて、しっかり守られているかどうかを話し合い、どの権利が大切と感じるか、発表するといった、子どもたちが主体的に学ぶことができるいくつかの工夫が設定されており、この度、市教育委員会として、この「子どもの権利カード一式」と「カードブック」等を全校分購入したところでございます。今後、各校での活用について周知してまいりたいと考えております。

他にも、公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレンによる「まずは知ることから」を大切にしたい子どもの権利に関する教材や動画等もございます。

一方的に知識を伝える授業ではなく、教員の確かな関わりのうえで、子どもたちが互いに意見を述べ合い、他者の意見を参考にして理解を深めることができるような授業の工夫について、今後も各校に情報提供してまいります。

③ 子どもの権利に関して、スクールロイヤーが学校の教員とは異なる角度から、子どもたちの心に響く授業を行っていただくことは、より専門的で深い理解につながると考えております。

スクールロイヤーによる特別授業は「いじめ予防授業」というタイトルや「自分も他人も大切にする」という子どもの権利に関する内容や紹介等もあり、小・中学校それぞれに実践例が複数紹介されております。

2番 安田 恵子 議員

学校教育政策部

質問内容

4 学校の部活動について

- ① 休日部活動の地域移行について、本市の現状は
- ② 大東市では、先進的な取り組みをしているのか
- ③ 参加生徒数、指導者数は
- ④ 専門的な指導ができる指導者はいるのか
- ⑤ 休日部活動、地域移行の指導者の報酬単価は
- ⑥ 今後の課題と解決策について

答弁内容

① 令和5年度から7年度の3年間、国は部活動地域移行の改革推進期間と定め、全国の自治体において実証事業が展開されているところでございます。

本市におきましても、令和4年度に、中学校体育連盟や市のスポーツ推進委員の方々に参加いただく意見交換会を設置し、情報提供やご助言をいただいております。

そのうえで、令和5年度より運動部において剣道部を、文化部においてメディア部を移行・新設し、モデル実施したところでございます。

地域移行2年目となる今年度はこれらに加え、民間施設を活用した水泳部、大会に出場しない形式のバスケットボールスクール、日本の伝統文化に触れるCool Japan Clubを開設し、子どもたちの多様な活動の場を持続可能な形で提供しております。

② 令和5年度より、運動部・文化部ともに国の委託を受け、実証事業に取り組んでおり、学校施設のみならず、市の公共施設や府立高校の体育館などを活用しながら取り組みを進めております。とりわけ運動部については、剣道・水泳ともに中学校体育連盟に加盟し、学校管理外の活動であるものの学校部活動と同様に大会等に出場可能な場を提供しております。

これらの取り組みについては、これまでもご紹介させていただきました通り、各種報道機関の取材や大阪府外の議会や教育委員会の方々からの視察やご相談をいただいております。

③ 本市で実施しております休日部活動の地域移行につきましては、令和6年11月末現在、約120名の生徒が登録し、約30名の指導者に関わっております。

④ 約30名の指導者全員が当該競技・種目に関する専門的な指導が可能とな

っております。

一方、学校での部活動につきましては、本市では、専門的な指導ができる顧問教員の割合は運動部で約53%、文化部で55%となっており、専門外の教員も多い状況でございますことから、各校においては、一定の専門性を有し、顧問教員と同等に大会引率や保護者対応等が可能な部活動指導員の配置を進めているところでございます。

⑤ 休日部活動の地域移行の指導者単価は、令和6年度当初で1時間当たり1,343円となっております。

⑥ 生徒数の減少に伴う部活動の廃部・休部といった流れは、多くの自治体が抱える共通の課題となっております。

大阪府内においても休日部活動の地域移行を各市町村が地域の実情に応じて進めているところであり、そうなりますと指導者の確保がさらに難しくなることが想定されます。一定の専門性や、場合によっては資格の所有が求められること、また大会運営や審判の協力、安全配慮や練習試合の日程調整、さらに保護者対応等の業務を含めた責任性などを鑑みますと、報酬単価引き上げを含めた指導者の確実な確保と研修体制の充実が必要不可欠であると考えております。

**2番 安田 恵子 議員**  
学校教育政策部

## 質問内容

### 5 英語教育推進事業について

- ① 本市での取り組みを教えてください
- ② 国が求める英語力の本市達成率は
- ③ 今後の課題、またどのようにすれば達成できると考えるか具体策を

## 答弁内容

① 英語教育推進事業につきましては、「英語指導助手・AETの配置」、「Daito English Trial を通じた実用英語技能検定・英検の検定料助成」、「英語教育推進研修をはじめとする教員研修の充実」の3つを柱として取組みを進めております。

今年度も、それぞれの柱において新たな取組みや変更・改善を行っており、AETにつきましては小学校配置として1名を増員、また英検の検定料助成につ

きましては一次試験と二次試験を併せたS－C B T方式による助成への変更、さらに教員研修につきましては、市立学校教員とA E Tがともに学ぶ機会の確保等を進めているところであり、引き続き事業を充実させてまいりたいと考えております。

5

② 国が求める英語力につきましては、中学3年生で英検3級相当以上となっており、近年の本市の状況は平均しますと33%となっております。

③ 学校においては、外国語のコミュニケーションの素地となる「聞くこと」、並びに「話すこと」を基本とした授業改善に取り組んでおり、文部科学省が求めている「担当教員が発話の半分以上を英語で行っている」中学校の割合は、本市においては全国の数値を上回る状況となっております。このような確かな土台の上で、児童生徒にコミュニケーションを楽しむことを一層意識させるため、A E Tの配置・拡充を進めてまいりました。

今後も、児童生徒の「外国語をさらに学びたい、使いたい」という意欲の醸成、そしてDaito English Trial による英検の検定料助成の積極的な活用等により、国が求める達成率向上を図ってまいりたいと考えております

**4番 あらさき 美枝 議員**  
教育総務部

#### 質問内容

##### 5 修学旅行費の無償化を

- ① 中学生になると修学旅行費に平均6万円から7万円が必要となります。  
修学旅行費の無償化を大東市で実施のために予算化するといくらか
- ② 先進市に学んで大東市でも修学旅行費無償化の実施を求めます

#### 答弁内容

① 中学校の修学旅行費の所要額は、令和6年度の一人あたりの平均額が6万4,738円でございます。  
中学3年生の生徒数876名（令和6年5月1日現在）で乗じた額として算出しますと、約5,671万円が必要となる状況でございます。

② 保護者が負担する学校給食費を軽減させる一環として、本年10月から「学校給食費」の完全無償化を実施したところでございます。

これは、様々な保護者負担軽減策があるなかで、子どもたちの「食」という成長発達に直結するものとして、「学校給食費」に着目したものでございます。

しかしながら、本来は、「授業料」や「教科書代」と同様に「学校給食費」につきましても、国の役割として財源措置を講じるべきであると考えており、引き続き、様々な場面で国に要望を行ってまいります。

「修学旅行費」につきましても同様であり、自治体間競争の対象にすべきものではないと考えております。

また、9月定例月議会でご審議頂きましたように、本市の財政負担を念頭に置く必要もございます。

現時点では、一部の自治体が修学旅行費の無償化を実施している状況ではございますが、今後の動向を注視してまいりたいと考えております

## 5 番 杉本 みゆき 議員

### 学校教育政策部

#### 質問内容

#### 5 子ども達の安全対策について

- ① 犯罪などに遭わないための対策や教育について
- ② 災害発生時の対策や教育について
- ③ 交通安全に関する対策や予防について
- ④ S P S 認証制度の取り組みについて

#### 答弁内容

① 市内の公立小・中学校におきましては、各関係機関と連携しながら犯罪や非行を未然に防止することを目的に、発達段階に応じて、非行防止教室を実施しております。

例えば、小学6年生・中学1年生では、四條畷警察署の方をお招きし、SNSトラブルなどの犯罪について、危険性を伝えるだけでなく、実際に巻き込まれた際の対処法などについても講話いただいております。

なお、市教育委員会といたしましても、学校からの希望に応じて、指導主事と警察OBの教育アドバイザーを派遣し、不審者に遭遇した際に防犯ブザーを使ってどうやってSOSを発信するかなど、クイズ形式などによる児童生徒参加型の非行防止教室を実施しているところでございます。

② 各校におきましては、いつ・どこで・どんな災害に遭うかわからないという

気持ちを子どもたちに意識させながら避難訓練や防災学習を実施しており、保護者にもご協力いただきながら引き渡し訓練等、取組みを工夫しているところでございます。防災学習では、自分ならどのように行動するか、また日ごろどのような準備をしておくか等、主体的に行動できる力の育成が求められており、学習においては、子どもたちに考えさせる時間を大切にしております。

なお、教職員のスキルアップという点におきましては、今月末、文部科学省並びに大阪府教育庁主催の「学校安全教室推進事業防災教室」と題した研修会も予定されており、災害発生時の教職員の役割について、各校の防災教育担当教職員ならびに市教育委員会事務局職員も学びを深める予定にしております。

③ 本市におきましては、毎年、小学１年生において歩行者のルールに関する交通安全教室、小学３年生において自転車ルールに関する交通安全教室を、四條畷警察主催で実施しております。

グラウンドに仮設の横断歩道や信号、踏切等を設置し、実際に子どもたちとロールプレイで確認しながら、見たり、聴いたり、動いたりして、実生活をイメージしやすい環境で交通安全について学んでおります。

また、一般社団法人 交通安全協会が主催しております「交通安全子供自転車大阪府大会」に、市内小学校の６年生が出場するなど、交通安全教育の効果をより一層深める取組みにも参加しております。

さらに、小学１年生に向けては「交通安全テキスト」を配付し、教室で歩行者のルールについて学ぶとともに、市教育委員会からの発信といたしましても、大阪府警察本部作成の「自転車の交通安全動画」について小・中学校へ周知し、活用を依頼しているところです。

市教育委員会としましては、子どもたちにとって身近な自転車のルールが改正されたことも踏まえ、今後も、警察等と連携を図りながら、映像や統計資料などを効果的に活用した交通安全教育を推進してまいります。

④ 近年の自然災害状況や、事故・犯罪等、社会的な情勢から、今後より一層、学校体制として安全・安心な学校づくりへの意識を高めて取組みを推進していくことは、大切なことであると認識しております。

こうした現状を踏まえ、学校における組織的な安全管理の充実を図りますことや、学校施設を整備すること、児童生徒に対していかなる状況下であっても自らの命を守り抜くとともに、安全で安心できる生活や社会を実現するために、主体的に行動する態度を育成する安全教育の推進が不可欠になっていると考えております。

セーフティ・プロモーション・スクールにつきましては、目標や計画を明確に

設定しながら、学校安全に積極的に取り組むだけでなく、客観的資料に基づいて他校の実践経験者に説明し、その成果を確認することが条件とされる認証制度であると認識しており、来年２月に開催されます、セーフティ・プロモーション・スクールの活動成果が発表される「学校安全推進センターフォーラム」におきましても、各校へ周知したところでございます。

今後、各校におきましても、これまでの取組みの延長線上に、例えば、セーフティ・プロモーション・スクールの理念である「７つの指標」を参考にして学校安全の推進を行う等、児童生徒が主体的に教職員や保護者、地域の皆様と一緒に、組織的かつ継続可能な学校安全に取り組んでいくことができるよう、安全教育の推進に努めてまいりたいと考えております

**６番 中村 晴樹 議員**  
**教育総務部**

**質問内容**

**５ 共同親権について**

**② 就学援助事務システム、学齢簿について**

**答弁内容**

② 離婚後の親権者に関する規律の見直しをはじめとする『民法』等の改正に伴い、『学校教育法』第１６条において「子に対して親権を行う者」を「保護者」と定義していることにつきまして、事務対応が大きく影響を受けるものと認識しております。

一方で、学齢簿の編成につきましては、『学校教育法施行令』第１条におきまして、「当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なう」と規定されており、戸籍と住民票の記載事項に関して、法令間の構造上の相違があるのではないかと解釈しているところでございます。

また、システムの標準化につきまして、令和７年度までに、就学援助に関すること、学齢簿に関することに対し、整備をする必要があり、全国統一のシステム導入が原則となっており、これまでの各自治体が行ってきたカスタマイズを解消する動きがございます。

現段階では、法令上の課題、システム整備上の課題がございますが、共同親権制度の法改正の趣旨は、父母双方が適切な形で子を養育する責任を果たすことにあることを認識しております。

今後、国からは統一的な運用にかかる技術的助言が示されるものと期待して

おりますが、本市教育委員会としましては、子どもの最善な利益を確保することを念頭に置き、適切な制度運用を模索してまいりたいと考えております。

5     **6番 中村 晴樹 議員**  
          **学校教育政策部**

**質問内容**

**5 共同親権について**

10     **③ 緊急連絡カード・家庭環境調査票について**

**答弁内容**

③ 各校におきましては、自然災害等による引き渡しや、けがをして病院へ搬送する場合に必要な緊急連絡先の把握や、学校から自宅までの略図、学校生活において生活面や健康面等配慮が必要な事項やかかりつけの病院等について、それぞれのご家庭に確認するため、年度当初に、緊急連絡カードや家庭カードのような名称でご提出いただいております。

緊急時の連絡先につきましては、日中はお仕事中で連絡が取れない可能性もありますため、ほとんどのご家庭では、保護者以外に、ご親戚やご近所の友人の方など、複数の連絡先を記入されております。その際、別居中の親の連絡先等を記入していただくことも可能であります。各ご家庭におきましては、子どもの安全や健やかな成長を第一に考え、学校に提出する帳票類につきましては、父母間で十分に話し合っただけことが大切であると考えておりますこととあわせまして、様式につきましては、今後、共同親権の理念や法改正施行を踏まえ、学校と連携を図りながら、検討してまいります。

**7番 あずま 健太郎 議員**  
**教育総務部**

30

**質問内容**

**1 北条小・中学校の小中一貫教育（仮称）ほうじょう学園構想**

**① 予算執行状況の進捗**

ア 9月定例月議会にて、「義務教育学校設置事業」の補正予算案が可決されましたが、その後の予算執行状況について

**② 基本設計業務における留意点**

- ア 学校施設の基本設計等の事務をすすめるにあたって、留意点について  
 ③ 地域や保護者への周知と対応  
 ア 学校の９年間義務教育化について、地域や保護者への周知対応

5 答弁内容

①ア 本年９月定例月議会にて、（仮称）ほうじょう学園の設置に関する補正予算を、ご議決いただきましたことを受けまして、基本設計等の策定を進めるにあたり、「大東市プロポーザル方式事業者選定委員会」のもと、公募と審査を行い、  
 11月22日に「施設整備方針策定業務委託契約」を締結したところでございます。

契約を締結した事業者とは、既に実務に関する協議を開始し、具体的な工程の打合せや、各種資料の作成等に取り組んでいるところでございます。

②ア 「大東市プロポーザル方式事業者選定委員会」が技術提案を求めるに当たり、評価テーマとして設定されましたのが、（１）安全・安心な教育環境の整備、（２）柔軟で創造的な学習空間の整備、（３）施設一体型義務教育学校の特性を生かせる空間の整備、の３点でございます。

（仮称）ほうじょう学園におきましては、新たに校舎を増築することにより、既存の校舎や長寿命化では困難であった取組みや考え方について、多分に導入することが可能となり、本市初となる義務教育学校として、新たな教育の取組みを導入し、児童・生徒の学びに寄与する学校を目指しますとともに、これまで以上に「安全・安心」の視点を重視することが非常に肝要になるものと認識しております。

教職員や保護者、地域の方々のご意見を積極的に聴取し、歴史と伝統が継承され、地域の方に愛され、そして学校の色々な場所で元気に活動している子どもたちの姿が見られる学校空間の整備に努めてまいりたいと存じます。

③ア 昨年度は、保護者や区長、地域住民の方々等により構成されました「検討委員会」を開催するほか、「地域説明会」を実施してまいりましたが、今年度につきましても、同様の機会を設けるとともに、より一層の周知を図るため、様々な場面で説明・広報などの案内を進めているところでございます。

例えば、この間におきましては、１０月２５日の北条中学校文化祭、１１月１日の北条認定子ども園保護者会、１１月２３日の北条小学校音楽発表会、１１月２８日の就学予定児健康診断にて、保護者の方々を対象に広報活動を行ったところでございまして、保護者会や音楽発表会におきましては、基本構想に関する概要説明も併せて実施したところでございます。

また、地域の方々に対しましても、11月9日に「いいもりぷらざ」にて開催されました「ふれ愛フェスティバル」におきまして、広報ブースを設置し、お越しの皆さまに広報活動を展開したところでございます。

5 すべての方々を対象にした「地域説明会」は、来年2月を目途に開催を予定しておりますが、今年度は、こちらから様々な機会に出向き案内をすることや、ご意見を伺う場の創設を意識しているところでございます。

多様な場面を活用し、広報に努めることにより、地域や保護者の皆さまに（仮称）ほうじょう学園についてお知りいただきますとともに、拝聴するご意見を反映し、基本設計をより良きものとする中で、皆さまに喜ばれる学校となるよう、  
10 引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

**9番 児玉 亮 議員**  
**教育総務部**

15

**質問内容**

**1 本市の教育について**

**① （仮称）大東市立ほうじょう学園について**

**ア メリット・デメリット**

20 **イ 他市の運営や建物から見て、どのようなことを学んだのか**

**ウ 転校生の対応について**

**答弁内容**

25 ①ア 一般的に、義務教育学校は、中1ギャップの緩和・解消、系統性を意識した小中一貫教育、異学年交流による精神的発達などが利点として挙げられます。

本年6月定例月議会にて、ご議決を頂きました『（仮称）大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本構想』におきましても、教科間の学習内容の関連性を意識して、指導順序や指導内容を考えたり、児童・生徒にとって理解が難しく、つまずきやすい内容は、定められた学年以外でも繰り返し指導したり、関連性の高い学習内容については、前の学年で時間を割いて重点的に丁寧な指導をするなどを強調しているところでございます。

一方で、小学校高学年の時期において、リーダーシップや自主性を養う機会が減ることや、小学校卒業の達成感が無いなどの指摘を受ける場合がございます。

これらにつきましては、学校全体の行事において、最上学年の9年生ではなく、  
35 例えば、6年生が主体的に運営を行い、後期課程の生徒がそれを見守る形で、リーダーシップを発揮する機会を設けたり、小学校卒業式・中学校入学式に代わる

ものとして、前期課程修了式・後期課程進級式を設け、一つの区切りを超えた、成長したと実感できる機会を減らさないような工夫を想定しているところでございます。

5 利点を活かし、課題を解消する準備を施し、充実した学校運営が行われるよう対応してまいりたいと考えており、メリットもデメリットも、全国的に展開されつつある先行事例を参考にしながら、児童・生徒、保護者、地域の方々にとって、長きにわたり愛される（仮称）ほうじょう学園となるような学校づくりをすすめてまいります。

10 イ 令和6年度、全国に義務教育学校は、238校設置されました。

このうち、今年度から31校が開校されるなど、参考とさせていただく学校が増加している状況でございます。

大阪府内におきましても、義務教育学校は11校を数え、これまで、いくつかの学校を見学させて頂きました。

15 設備面に関しましては、前期課程と後期課程の動線に配慮することや、9学年を通して活用できる図書室を設置すること、また、可動式扉を用いることにより教室と廊下を一体的に活用すること等、児童・生徒が安全に過ごすための配慮や、学習意欲を向上させるような工夫が成されておりました。

また、教育課程の編成におきましては、前期課程と後期課程の教職員の連携により、カリキュラムの作成や、特色ある9年間の学びへの取組みを実施されているケースが多く、小中一貫教育の実践に大きな効果をもたらしている状況でございます。

20 これらは、見学による成果の一部でございますが、得られた知見を、今後の設計業務や教育課程の策定に盛り込むことにより、本市初の義務教育学校となる、  
25 （仮称）ほうじょう学園において、より豊かな教育環境を構築できますよう、この事業をすすめてまいりたいと存じます。

ウ 各学年が学ぶべき内容につきましては『学習指導要領』等により、指導基準が定められておりますが、転校してきた児童・生徒に対しましては、前の学校での進捗や指導順序の差を埋めるため、別途補習を行う等、対応を実施しているところでございます。

（仮称）ほうじょう学園における転校生への対応につきましても、現在の小・中学校の転校生と同様の対応を行い、不利益が生じることが無いよう想定しているところでございます。

13番 北村 哲夫 議員  
教育総務部

質問内容

- 5 6 義務教育学校について  
① 進捗について

答弁内容

- 10 ① 先の9月定例会議会におきまして、「義務教育学校設置事業」にかかる補正予算をご議決賜りましたことを受けまして、「施設整備方針」策定事業者の選定・契約を行いました。

具体的には3社からご応募を頂き、プロポーザル方式による選考を経まして、最優秀提案者と協議の後、契約を締結いたしました。

- 15 現在、実務についての調整を図っており、来年9月までには基本設計が整うよう事務を進めてまいりたいと存じます。

- また、並行いたしまして、北条中学校の文化祭や、北条小学校の音楽発表会などの学校活動の機会に合わせ、参観される保護者の方々を対象に、(仮称)ほうじょう学園の設置に関する説明・広報を行ったほか、北条認定こども園保護者会や、「いいもりぷらざ」で開催されました「ふれ愛フェスティバル」等、様々な機会を通して、周知を図るとともに、ご意見を聴く機会を設けたところでございます。

- さらには、昨年度に引き続き、保護者や区長、学識経験者等を構成員とする「検討委員会」を設置し、会議をスタート頂いたところであり、新しい学校の姿を取りまとめに行きたいと考えております。

- 25 一方、教職員に対しましては、小・中合同ワークショップを開催し、使う立場からの意見を収集するなど、より良い教育環境の実現に向けた取組みを進めているところでございます。

- 引き続き、様々な機会を活用し、(仮称)ほうじょう学園の設置に関して広報に努めますとともに、多くのご意見を拝聴することにより、可能な限りの確に設計に反映し、この事業を進めてまいり所存でございます

35 13番 北村 哲夫 議員  
教育総務部

質問内容

6 義務教育学校について

② 義務教育学校に対する思い 【教育長答弁】

5 答弁内容

② 本市では、北条中学校区が他校区に先駆け、平成29年度から「小中一貫教育モデル校プロジェクト事業」を開始し、特色ある9年間の学びを推進し、本市『教育大綱』におきましても「小中一貫教育の推進と発展」を掲げ、全中学校区において取組を進めてまいりました。

10 今、学校現場におきましては、9年間の学びの系統性・連続性、そして柔軟なカリキュラムがますます必要とされ、小学校文化と中学校文化の融合を図っていくことの重要性も高まっております。

大東市の未来を切り拓く子どもたちに付けたい力を考えたとき、このことは私の教職経験からも強く感じるところでございます。

15 義務教育学校は、一つの学校組織として小中一貫教育をより進化させることができる学校であり、小中一貫教育の推進の在り方やカリキュラム編成等において、その教育効果を市内全域の学校に波及させることができ、本市の学校教育の質を高めることができるものと確信しております。

20 今後、(仮称)ほうじょう学園基本構想を具現化するにあたりましては、改めて、市議会議員の皆様をはじめ、保護者や教職員、地域の皆様のお声を丁寧にお聞きしながら、よりよいものとなるよう努めてまいります

13番 北村 哲夫 議員

25 学校教育政策部

質問内容

10 大阪万博事業の学校招待について

① 大阪府教育庁からの情報提供の状況について

30

答弁内容

① 大阪・関西万博の事業趣旨は「未来社会の先進的な技術やサービスに直接触れることで、将来の夢や希望を感じることができる学びの場として、家庭環境にとらわれることなく、多くの児童・生徒が参加できる機会を確保すること」であり、6月以降、大阪府教育庁より児童・生徒の学びに関連する情報提供をいた

いているところでございます。

会期中の安全確保につきましては、災害想定ごとの対策が記載された防災基本計画が９月に示されたことから、市教育委員会として各校に示したところでございます。

5      また、来場方法につきましても、大阪メトロ利用時における混雑回避や安全対策として、児童生徒のみ利用できる「子ども専用列車」、一般の方に利用を控えるよう呼びかけを行う「子ども優先列車」を、学校が選択できるようになりました。貸切バスを予定している学校もあり、各校が実情に合わせて選択している状況でございます。

10      会場内におきましては、新たに小学校を対象として、希望する学びのテーマに基づき、「来場ゲート・パビリオン・団体休憩所をパッケージ化したモデルコース」が準備されました。

大阪・関西万博への参加自体は来年度の学校行事となるため、各学校では、少し幅をもたせて回答しており、現時点では市内すべての学校が、いずれかの学年  
15      またはすべての学年で参加することができるよう調整している状況でございます。

引き続き、大阪府教育庁から提供される安全面を含めた最新の情報を速やかに学校に提供してまいりたいと考えております。

20

**14番 田中 大貴 議員**  
**学校教育政策部**

## 質問内容

25      **2 スクールロイヤーについて**

- ① スクールロイヤーの必要性の課題とその背景について
- ② スクールロイヤーの役割について
- ③ 学校現場でのスクールロイヤーの配置の効果について

30

## 答弁内容

① 近年、教育活動における法的課題や児童生徒・保護者間でのトラブルの増加、あるいはいじめや虐待、不登校、発達障害に関する対応等、学校問題はますます多様化・複雑化しております。

35      これらの問題に対して、専門職の拡充や法的問題に対応するためのスクールロイヤーの活用は、現在の学校問題に適切に対処するために必要不可欠な要素

であると考えます。

特に、いじめ問題につきましては、平成25年に施行されました「いじめ防止対策推進法」により、学校が積極的にいじめを認知するといった背景がある一方、いじめの兆候を見逃がしたことにより、事態が大きくなるケースも少なくない  
5 とされております。これらの場合、スクールロイヤーが事前にアドバイスできていれば、深刻な事態は防げたのではないかという意見もあり、近年、全国的にスクールロイヤーの制度構築の動きが加速しております。

いじめ対応他、生徒指導の分野において、法に定められた対応が求められ、ネットトラブルに代表される新たな人権課題についても、法的根拠に基づく専門  
10 家の助言が必要不可欠となっている状況でございます。

市教育委員会としましては、包括的かつ先進的な支援体制を構築することは、子どもにとっても市民にとっても大きな利益となることから、スクールロイヤーの活用は必要性が高いと考えております。

② 児童生徒を取り巻く環境が多様化・複雑化している令和の時代において、生徒指導上の諸課題の速やかな解決につなげるとともに、人権を守ることの重要性やいじめに対する法律上の扱いについて理解を広げる役割を担っていただくのがスクールロイヤーであり、その役割といたしましては、学校における法的相談への対応、子どもたちに対するいじめ予防授業の実施、教職員への研修などが  
20 挙げられます。

いじめによる不登校や心身への大きな影響につながる前に、学校がやらなければならないことを助言いただき、そもそもいじめのない学校づくりを進めるため、子どもと大人の日々のかかわりや子どもどうしをつなげる取組みなどについて、専門家の立場からアドバイスをいただく存在であり、これまで構築してきた「チーム学校」の一員として、多職種連携を学校力の向上につなげていきながら、子どもたちの最善の利益を一緒に考えていく、そのような役割を担って  
25 いただく存在であると認識しております。

③ すでにスクールロイヤー活動をスタートさせている、愛知県弁護士会の子どもの権利委員会においては、学校における様々な情報を横断的・総合的に検討し、問題点の発見や深刻化を防ぐための助言を行うことができるスクールロイヤーが制度化されることで、教員が本来の業務である授業の準備等に従事する時間が確保され、子どもと向き合う時間に集中して、教育における専門性を発揮することが可能となるとの見解を示しております。

また、スクールロイヤーは、顧問弁護士制度とは異なり、定例相談や巡回相談を行って学校と気軽に相談できる関係を構築できることから、法律問題かどう

かわからない相談や実際に問題が発生していない時点での相談をすることも可能であり、事案の重篤化を防ぐという効果がある等、「チーム学校」に必要不可欠な存在であると考えております。

5

**15番 品川 大介 議員**  
**教育総務部**

**質問内容**

- 10 **2 公共施設のあり方について 【市長答弁】**  
**③ 公共施設の集約化や配置の適正化について**  
**ウ 学校施設の集約化（施設）の方向性は**

**答弁内容**

- 15 **③ウ 学校施設や機能の集約化につきましては、必要に応じた適切な対応を行う必要があるものと認識しております。**

これまでも本市は、平成23年度から25年度にかけ、小学校の統廃合を実施し、学校施設の適正化に努めてまいりました。

- 20 現在、小学校と中学校を施設一体型の義務教育学校とする、（仮称）ほうじょう学園の設置についても進めているところです。

本校の目指すところは、小中一貫教育の推進や、土砂災害警戒区域に位置する小学校の安全確保等を理由とするものでございますが、結果的に施設の集約化につながる事例であると考えております。

- 25 学校規模や配置を考える前提といたしましては、児童・生徒の安全・安心、健全な発達と成長、学びの充実に主眼を置くことが最重要であると認識しております。

その上で、長寿命化改修工事の進捗や、各学校の特性、社会情勢や人口動態の他、財政状況や有益性・必要性等の状況につきましても総合的に勘案する必要性があるものと理解しております。

- 30 今後、これらの動向について常に注意を払い、必要に応じて学校設置者である教育委員会と「総合教育会議」等の場を通じて、議論を深めることにより、豊かな教育環境の実現と、適正規模の維持ができるよう、努めてまいりたく存じます。

- 35 **16番 おおつか 真司 議員**  
**教育総務部**

質問内容

4 若者の違法薬物やオーバードーズへの啓発と取り組みについて 【再質問】

② 授業での防止啓発について

5

答弁内容

② 本市では、平成16年度から、小学校高学年の児童を対象に「喫煙防止教室」を、また、中学校生徒を対象に「薬物乱用防止教室」を実施しており、各校の学校薬剤師の協力を通じて、薬物等の危険性を児童・生徒に伝えているところでございます。

10

とりわけ、「薬物乱用防止教室」では、覚醒剤や大麻などの違法薬物の危険性や、一般医薬品の乱用が心身に与える悪影響を伝え、生徒たちが身近に潜む自分の問題と捉え、薬物の誘惑に対する対処法を身につけることを目的に開催しているところでございます。

15

「薬物乱用防止教室」に参加した生徒たちからは、「薬物を一回でも使用すると中毒になることを知った。」「風邪薬を大量に飲むことは、身近にできてしまいそうで怖い。」「仲が良い人に薬物を誘われてもNO（ノー）と言えるようにしたい。」などの感想が寄せられており、多くの生徒に薬物乱用の恐ろしさを伝えることが出来ているものと実感しております。

20

今後とも、子どもたちが、薬物乱用に巻き込まれることがないよう、危険性・有害性について正しい知識を持ち、規範意識が向上するよう、啓発活動を継続して実施してまいりたいと考えております。

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岡本教育長 | <p>定刻になりました。</p> <p>開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 北本部長  | <p>本日の出席は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は成立することを報告申し上げます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 岡本教育長 | <p>報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から1月の教育委員会定例会を開催いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 岡本教育長 | <p>傍聴にお越しの皆様、本日は令和7年1月定例会に傍聴参加いただきありがとうございます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 岡本教育長 | <p>まず、日程第1「議事録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、太田委員によりお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 岡本教育長 | <p>次に日程第2「教育長の報告」でございます。</p> <p>これは、私の教育長としての活動をご紹介します中で、私が感じたことや考えていることをお伝えし、委員の皆様と情報交換を行うものです。</p> <p>前回教育委員会定例会（12月20日）以降の活動2点について報告いたします。</p> <p>まず、1点目は昨日1月13日にサティホールにて開催されました「大東市成人の日記念式典」でございます。教育委員の皆様もご出席ありがとうございました。</p> <p>運営委員会形式による実施も定着してきた感があり、今年度は「何色にでも染まれる未来へ」という、希望にあふれたメッセージが運営委員からありました。</p> <p>「二十歳の言葉」にもありましたとおり「感謝」と「決意」が込められた記念式典であったと思います。</p> <p>また、地元四條畷学園高等学校マーチング部によるすばらしい演奏、パフォーマンスで式典に花を添えていただきました。</p> <p>2点目は本日午前中に開催されました「総合教育会議」でございます。</p> <p>本日のテーマは諸福幼稚園および南郷保育所の今後の在り方についてでした。市長と教育委員会がこのテーマについて協議・調整を行うことができ、本市教育の課題やあるべき姿を共有できましたことは、今後効果的に教育行政を推進していくうえで、たいへん有意義なものになったと感じております。</p> <p>委員の皆様、ありがとうございました。</p> <p>1月・2月の活動につきましては、新年互礼会や交歓会、総会等への出席が多くあり、平素本市教育行政に推進に何かとご支援賜っております皆様方へ敬意とお礼をお伝えしてまいりたいと考えております。</p> |

また、1月25日は家庭教育講演会の開催が予定されております。徹底的家庭応援ということで教育委員会と大東市PTA協議会共催の講演会でございます。教育の出発点である家庭において保護者の方がより安心して子育て、教育ができる一助になればと思います。

私からの報告は以上でございます。

ご意見などはございませんでしょうか。

岡本教育長

ありがとうございます。日程第2「教育長の報告」につきまして、以上で終了とします。

岡本教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

岡本教育長

最初に、日程第3 教委報告第1号、日程第4 教委議案第1号、日程第5 教委議案第2号、及び日程第6 教委議案第3号につきましては、大東市情報公開条例第6条第4号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思えます。承認の委員は挙手をお願いします。

【挙手全員】

岡本教育長

ご異議なしと認めますので、それでは本件につきましては、非公開とさせていただきます。

【非公開】

岡本教育長

それでは、教委報告第1号並びに教委議案第1号、第2号及び第3号の審議が終了しましたので、ただ今から定例会を公開とします。

岡本教育長

次に、日程第7 教委議案第4号 大東市就学援助規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をお願いします。

芦田総括次長

教委議案第4号「大東市就学援助規則の一部を改正する規則」につきましてご説明いたします。

今回の改正は、規則第4条の規定による就学援助費受給申請の電子申請を、令和7年度より本格的に開始するため、このことに伴い、様式の一部を変更するものでございます。

電子申請の開始につきましては、これまでも、就学援助における入学準備金の受給申請において、令和6年度分より先行実施してきたところでございますが、今改正により、従来、申請用紙のみで受付を行ってきた就学援助受給申請について、スマートフォンやパソコンからも申請出来るようになります。

このことによりまして、受給を希望される保護者においては、これまでの対面申請だけでなく、電子申請も可能となることから、申請手続きが大幅に簡素化されることとなり、保護者の皆様の負担が大きく軽減されるものと考えております。

なお、規則改正の箇所につきましては、「(様式第1号) 就学援助費受給申請書」において、印鑑の捺印を不要とする様式の改正のほか、

様式中の文言の表現についても改めております。

以上、「大東市就学援助規則の一部を改正する規則」につきましてご説明させていただきました。なにとぞご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

岡本教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。  
無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

岡本教育長

賛成全員により可決しました。  
以上で本日の議事を終わります。

岡本教育長

次に、日程第8 一般業務報告について、でございます。

岡本教育長

1番、令和6年12月大東市議会定例会月議会一般質問の要旨について、報告をお願いします。

北本部長

令和6年12月定例会月議会の一般質問要旨について、報告申し上げます。

「一般質問要旨（教育委員会関係）」の資料をご覧ください。

令和6年12月定例会月議会の「一般質問」は、昨年12月16日月曜日から12月18日水曜日まで、3日間にわたって行われました。

「一般質問」は、16名の市議会議員がなされ、このうち教育に関するご質問は、11名の市議会議員からございました。

「質問概要」につきましては、すべて報告申し上げますが、「答弁概要」につきましては、市長・教育長が答弁されたものを、報告申し上げます。

なお、複数の議員からご質問頂きました内容は、「ほうじょう学園」に関することが3名ございました。

それでは、一覧表を用いて、「質問概要」を報告申し上げます。

光城議員からは、「ゲーム行動症とeスポーツ」、「GIGAスクール構想でのデジタル教科書」について。

安田議員からは、「日本語指導が必要な児童・生徒」、「子どもの権利に関する授業」、「学校の部活動」、「英語教育推進事業」について。

あらさき議員からは、「修学旅行費の無償化」について。

杉本議員からは、「子どもたちの安全対策」について。

中村議員からは、「共同親権」について。

あずま議員からは、「（仮称）ほうじょう学園構想」について。

児玉議員からも、同じく「（仮称）ほうじょう学園」について。

北村議員から、同じく「義務教育学校」と、「万博事業の学校招待」について。

田中議員からは、「スクールロイヤー」について。

品川議員からは、「学校施設の集約化」について。

最後に、おおつか議員からは、「違法薬物・オーバードーズ」について、それぞれご質問を頂きました。

次に、「答弁概要」の資料をご覧ください。

2点、報告申し上げます。

「答弁概要」の17ページをご覧ください。

北村議員からの「義務教育学校」のご質問に対し、17ページ、10行目にございますように、岡本教育長が、「学校現場におきましては、9年間の学びの系統性・連続性、そして柔軟なカリキュラムがますます必要とされ、小学校文化と中学校文化の融合を図っていくことの重要性も高まっております。大東市の未来を切り拓く子どもたちに付けたい力を考えたとき、このことは私の教職経験からも強く感じるところでございます。」と答弁されました。

次に、20ページをご覧ください。

品川議員からの「学校施設の集約化」のご質問に対し、20ページ、24行目にございますように、逢坂市長が、「学校規模や配置を考える前提といたしましては、児童・生徒の安全・安心、健やかな発達と成長、学びの充実に主眼を置くことが最重要であると認識しております。その上で、長寿命化改修工事の進捗や、各学校の特性、社会情勢や人口動態のほか、財政状況や有益性・必要性等の状況につきましても、総合的に勘案する必要があるものと理解しております。今後、これらの動向について常に注意を払い、必要に応じて学校設置者である教育委員会と「総合教育会議」等の場を通じて、議論を深めることにより、豊かな教育環境の実現と、適正規模の維持ができるよう、努めてまいりたく存じます。」と答弁されました。

令和6年12月定例会の「一般質問」要旨の報告は、以上でございます。

詳細につきましては、お手元の資料にてご確認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

岡本教育長

この件に関して、ご質問等はございませんか。

岡本教育長

以上で本日の日程は全て終了となりました。

岡本教育長

それでは、次回の日程につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

北本部長

次回、2月の教育委員会は2月4日午前10時00分からの開催でいかがでしょうか。

岡本教育長

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、次回は2月4日午前10時00分から開催することといたします。

岡本教育長

以上をもちまして、1月定例会を終了といたします。  
どうもありがとうございました。

以上

令和7年2月4日

岡本教育長

太田委員